

【第3号議案】

◆令和6年度活動方針（案）◆

＜基本姿勢＞

人権の世紀において、私たちは、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生き、参画することのできる共生社会」の実現に向けて、様々な取り組みを行っています。一方で、少子高齢化や情報化、国際化が進み、社会の多様化が進展する中で、格差や孤立化といった問題が指摘されており、性的マイノリティやインターネットへの心無い書込みなど、新たな人権問題への対応が求められています。また、戦争状態が続くウクライナやガザ地区の状況から、改めて平和への思いを強くするところです。

このような中、近年、「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現をめざすSDGsの取り組みが世界的に進められ、わが国においては、「人権三法」をはじめとした法整備を着実に進め、昨年は新たに、子どもの権利を守るための「こども基本法」やLGBTへの理解を推進するための「LGBT理解増進法」が施行されました。

河内長野市では、これらを踏まえ、「こども部」を新設され少子化対策や子育て施策に対応しながら、「人権施策基本方針・推進プランに沿って、「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」が掲げる「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」の実現を、より一層進めることとしています。

河内長野市人権協会は設立20年目を迎えます。これまで、関係諸団体のみなさまのご協力をいただきながら、様々な人権課題に対して正面から向き合い、社会情勢の変化に伴い発生する新たな課題にも積極的に対応してきました。令和6年度におきましても、河内長野市と連携を密にし、各種人権啓発事業に取り組み、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与していきます。さらに、様々な事業を通して社会の実情を直視し、関係機関や各種団体と協力のうえ、すべての市民の人権が尊重される共生のまちの実現に向けて事業展開を図っていきます。

＜重点活動方針＞

●人権・平和啓発推進事業

同和問題をはじめ女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・ハンセン病・インターネットと人権・性的マイノリティ、そしてウクライナやガザ等の情勢など、今

日的課題を含め人権・平和に関して、各種講演会や展示会などを通して、広く市民に対し啓発を図ります。

●相談事業

常設実施している人権あれこれ相談、コミュニティソーシャルワーカーによる相談、進路選択にかかる支援相談、さらに女性専門カウンセラーによる電話相談の各種相談事業を通して、市民の困りごとの解決を図ります。また、関係諸団体と連携しながら、相談の背後にある諸課題についても考察を深めます。

●指導者養成事業

関係団体との連携協力のもと、各種の人権研修等を通して、会員の資質向上を図り、地域等において人権推進活動を進めていけるよう様々な機会・場所をとらえ、知識・技術等総合的に対応できるリーダーの養成に努めます。

●地域等活動推進事業

学校や公民館と連携して実施する人権ふれあい講座を通して、小中学生やPTAのほか地域住民等を対象に人権啓発活動を推進するとともに、「共に生きるまちづくりをめざして」の催しを通して、人権啓発のすそ野を広げ、より一層の浸透を図ります。

●女性相談つながりサポート事業

孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、女性専門カウンセラーによる女性のための電話相談を実施するとともに、講座等による居場所づくりを進めます。また、生理用品を各種相談窓口の案内チラシとセットで提供することで、困りごとの解決につなげていきます。

●その他事業

大阪府人権協会をはじめとする人権関係諸団体との連携協力を図り、各種事業の充実と関係事業への積極的な参画を図ります。